憲法しんぶん速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007 FAX03-3261-5453 2025年4月21日(月)

NO. 1572号

本号3頁

参院憲法審 自民は緊急事態へ改憲主張 立民は法整備訴える

参院憲法審査会は16日、衆院解散後の緊急時に参院が国会権能を暫定的に代行する「参院の緊急集会」を巡り討議しました。自民党は緊急集会の機能の明確化や、憲法改正による緊急事態条項の創設を主張しました。立憲民主党は機能強化に向けた法整備を論議すべきだと訴えました。

自民の佐藤正久氏は「緊急集会を万全に機能させる課題への対応はもちろん、憲法に緊急事態対応の規定を置くことは必要だ」と述べました。緊急事態時の国会議員任期延長についても話し合う必要があるとも指摘しました。

立民の熊谷裕人氏は緊急集会に関し「基本的な仕組みが整備されており、現状でも国民のために機能する」と反論。「緊急集会の機能強化と必要な法整備、選挙制度の連携を含めた運用改善の議論」を精力的に行うよう提案しました。

公明党の佐々木さやか氏は、大規模災害時でも国政選挙が実施できるよう選挙人名簿のバックアップや郵便投票制度の改善が欠かせないと発言しました。

日本維新の会の松沢成文氏は、緊急集会は中長期の活動を想定していないとし、参院でも緊急事態条項の新設に向けた議論を進めるよう要請しました。

共産党の山添拓議員は、自民党などが緊急集会は臨時的で緊急時に対応できないとして、国会議員の任期延長などを主張しているのに対し、緊急事態を口実に権力が乱用された事例を挙げ批判しました。日中戦争下の1941年に「国政について不必要に議論を誘発」するとして衆院任期が1年延長され、その1年後には「政治力の結集が戦争遂行のため緊要」だとして任期満了選挙が行われたことを示し、「選挙困難事態が恣意的に判断され、その結果が戦争の惨禍だった事実は決して看過できない」と強調しました。

また、内乱首謀罪で起訴された韓国の尹錫悦(ユン・ソンニョル)前大統領による「非常戒厳」や、経済的非常事態として国際緊急経済権限法を根拠にトランプ米大統領が強行した関税引き上げを挙げ「緊急時に名を借りた権力の乱用は至る所に実例があり、教訓を明らかにしている」と指摘。「危機をあおり緊急事態条項をと喧伝(けんでん)するのでなく、憲法に基づき権利を擁護する政治こそ国会に求められている」と強調しました。

立憲の小西洋之氏

衆議院法制局の説明及びその補訂版資料の過ちを指摘

この日、次のようなやりとりがありました。重要かと思い、速記録をもとに紹介します。 〇小西洋之君 54条1項の40、30日の規定は二項の緊急集会の開催期限を法的に制限する法規範であるとの理解、すなわち、これらの条文の連関構造という見解を前提にして、2027年常会の長谷部恭男先生の衆参憲法審での御意見について、総選挙の実施が見通せるような場合には、条文の姿形を前提とすれば、原則として期間限定はあるのだろう、しかし、そのようなことは言っていられない場合には期間限定はないということになるはずである、その結果、全体として煎じ詰めれば、期間限定はないということになると長谷部先生がおっしゃっているとする見解がありますが、参議院法制長として、長谷部先生の会議録でこのようにおっしゃっている箇所が存在すると考える場合はどこの箇所であると考えますでしょうか。 ○法制局長(川崎政司君) 第 211 回国会の衆参の憲法審査会の会議録を私なりに確認しましたが、長谷部恭男参考人が、御指摘の文言どおりの発言をし、あるいは全体として御指摘のような見解を述べている箇所は見当たりませんでした。

○小西洋之君 衆議院憲法審では、本年に突如として衆**議院法制局長が54条の連関構造説なる独自説を説明し、長谷部先生は、連関構造説に基づく70日限定説だ**が、緊急事態の法理によって無限定説に立つという先ほどの説明を行いました。しかし、これは、ただいまの参議院法制局長答弁にあるように、事実と法理に反する見解であると言わなければなりません。

衆議院の連関構造説については、前回の佐藤筆頭の自民党会派意見においても法理として否定され、深く敬意を表する次第ですが、長谷部先生は、衆参憲法審で繰り返し、54条一項の40、30日は比較法的にも解散時の内閣居座り排除の規定であり、緊急集会の継続期間が限定されているかのように見えるのは、実はその間接的、派生的な効果にすぎない、任期延長改憲は本末転倒の議論ではないか、条文のそのものの趣旨、目的を踏まえた解釈が求められるとまで訴えられています。

その長谷部先生が、条文の姿形を前提とすれば、原則として期間限定はあるのだろうなどとおっしゃっているのでしょうか。この衆議院法制局長の説明は、私がただいま御紹介した長谷部先生の御発言の直前の、確かに憲法 54 条の規定を素直に読みますと、最大 70 日間にしか求めることができないかのように見えます。しかしながら、そもそも、憲法 54 条が 40 日そして 30 日と日数を限っているのは云々云々という御発言の曲解ではないかと疑います。

この証拠に、長谷部先生と土井真一先生は、本審査会での私からの54条一項の内閣居座り排除の趣旨及びGHQとの国家緊急事態をも含む災害等の有事を想定した立法事実の両者からして70日限定説は憲法解釈として無理があるのではとの質問に対して、そのとおりだと思っております、そのように解釈しておりますと明確に答弁してくださっております。ここには連関構造説も緊急事態の法理のかけらもございません。

●改憲5会派は、そろって連関構造説を主張 維新は緊急集会自然災害限定説を唱え始める

しかしながら、3月27日の衆議院憲法審の改憲5会派は、そろって連関構造説を主張し、しかも、口をそろえて長谷部先生が連関構造説及び緊急事態の法理による無限定説であるという主張をしています。こうした改憲会派の誤った見解を支えていると思われる衆議院法制局の説明及びその令和5年版及び本年の補訂版資料の過ちについては、前回も指摘しましたが、先ほどの参議院法制局長の答弁で明確に否定されたように、従来の樋口陽一先生らや高辻法制局長官らの学説等を70日間限定説に勝手に位置付け、長谷部先生や土井先生を含む多数の学説を40日間限定説なるものにも位置付けるなど、不可解極まりないものになっております。

なお、さきの私の本審査会の質疑も補訂版に掲載されておりますが、その扱いも質疑の本旨を離れた切取り、曲解と受け止めざるを得ず、誠にゆゆしき事態と申し上げなければなりません。

最後に、3月27日の衆議院憲法審では、自民党筆頭幹事が、条約承認、総理指名、本予算を緊急 集会の権能に認め得ると、従来の改憲五会派の見解から離脱し、その一方で、50回余りの毎週開催 で立法事実のGHQ協議記録にようやく初めて言及した維新会派が、それを曲解し、突如として緊 急集会自然災害限定説を唱えています。もちろん、あらゆる角度からめちゃくちゃな憲法違反の暴 論でございます。緊急集会をめぐる改憲会派の見解は、衆参で分裂するだけではなく、改憲会派の 中でも深刻な分裂、矛盾を来しております。

なお、先ほどの松沢委員、古庄委員の任期満了では緊急集会を使えないという見解は、それぞれ の衆参の会派の見解からも違っているところでございます。**先ほどの衆法の問題を含め、もはや横 にも縦にも矛盾、過ちだらけのカオスと化した緊急集会の暴論に依拠する任期延長改憲の即刻の破棄を求め**て、意見といたします。

<u>中谷防衛大臣 普天間の全面返還が実現していないのは</u> <u>「沖縄側の努力不足」と発言</u>

中谷元・防衛相は17日の衆院安全保障委員会で、共産党の赤嶺氏の追及に、米軍普天間飛行場の全面返還が実現していないことについて、10日の「沖縄側の努力不足」とした自らの発言を撤回しませんでした。

赤嶺氏は、事業の長期化は、計画変更や軟弱地盤での工事などを決めた政府に責任があるとして 発言の撤回を求めました。

中谷氏は「訴訟やいろんな出来事があってそれによって工事遅れたことは事実。その点は国と 県、市が協力していればもっと早期に事業が進むと思う」と答弁しました。

中谷氏は10日の参院外交防衛委員会で、「もっと沖縄県が努力をしていただければ、もっと早く 普天間の移転も進んだんじゃないか」と見解を述べていました。

共産党の赤嶺政賢議員は17日の衆院安全保障委員会で、中谷元・防衛相が10日の参院外交防衛委員会で米軍普天間基地に代わる沖縄県名護市辺野古の新基地建設に関し「もっと沖縄県が努力すれば普天間の移設は進んだ」と答弁したことについて、「事実を歪曲するものだ」と厳しく批判し、撤回を求めました。

赤嶺氏は、沖縄県と名護市が1999年に「県内移設」を押し付けられたもとで代替施設建設を受け入れたが、それは北部地域の振興のため軍民共用空港とし、米軍の使用は15年に限るとの前提条件での合意だったと指摘。ところが、日米両政府は2005年10月、軍民共用や使用期限を捨て去り米軍専用施設とし、建設場所を集落に近い米軍キャンプ・シュワブ沿岸域に変更して99年の合意を一方的にほごにしたと告発しました。赤嶺氏は、当時の稲嶺恵一知事が「絶対に容認できるものではない」と表明していたことを示し、「稲嶺県政の苦渋の決断をないがしろにし、協力関係を壊したのは日本政府だ。県に責任を転嫁することは絶対に許されない」と強調しました。

さらに、赤嶺氏は、05年の日米合意で軟弱地盤が広がる大浦湾側に建設場所を変更したため、軟弱地盤の改良工事による大幅な工期の延長が必要になったと指摘。「一貫して計画に反対してきた県民の民意を受けて県が新基地反対の立場に立つのは当然だ。防衛相の発言は民主主義の否定だ」と述べ撤回を迫りました。中谷防衛相は「訴訟などがあり工事が遅れた」などと開き直りました。

各地のとりくみ

全教「給特法案廃案を」全教定時アクション(残業代支給や大幅増員訴える)

国会審議入りした教員給与特別措置法(給特法)改定案に反対して全日本教職員組合(全教)は16日、「全国一斉定時アクション」を実施し、現場から「廃案を」の声を上げました。長時間過密労働の歯止めとなる残業代支給を可能にする法改正や大幅増員を求める当事者の願いを審議に反映させよと強調しました。

公立学校の教員は給特法により残業代が支給されず過労死ライン超の長時間過密労働が横行。しかし政府の改定案は残業代不支給制度を温存し、抜本的増員に背を向けています。全教は全国の学校で退勤時間に合わせて校長交渉や宣伝、学習会、集会、SNSデモなど共同を広げる行動を展開。政府案に反対するオンライン署名への協力を広げ、午後7時までに3万3000人超が賛同しています。

全教本部は東京・有楽町で宣伝。檀原毅也委員長は、教員間に賃金格差を設ける「主務教諭」創設などは「百害あって一利なしだ」と批判。残業代支給の仕組みを設けて初めて「先生が生き生きと働け、家庭での生活の時間を持て、教職の魅力が上がる」と指摘。問題だらけの法案を廃案にし、長時間過密労働の解消を実現できる改正へ声を上げようと呼びかけました。

高知憲法会議 ストップ大軍拡「大軍拡反対請願署名」学習会を開催!!

「台湾有事・対中戦争」を前提としてアメリカのいいなりに大軍拡を 続ける安倍・岸田・石破首相の自公政権。戦争を前提にした大軍拡か平 和憲法の精神をいかした安全・安心の政治とくらしの実現か、まさに大 きな分かれ道にきています。

4月12日、こうち九条の会、高知県革新懇、高知憲法会議の3団体が 共催し、高知城ホールの会場に50名が参加し、近藤恭介弁護士を迎え



ての新しい「大軍拡反対署名」推進の学習会がありました。会場参加者の意見交流では、署名活動で軍事問題を語る際の勇気と確信そして学習の大切さが語られ、最後に行動提起がなされ今後の取り組みに確信をもつ会になりました。 高知憲法会議事務局 熊沢美郎